

補助対象施設及びその選定について

1 補助対象施設として選定されるための前提条件

- ① 大阪市内にあること
- ② 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書又は通知を交付されていること
- ③ 利用者と認可外保育施設との利用契約が、1日4時間以上かつ週5日以上の教育・保育を内容とする契約で、契約期間が1か月以上となっていること

2 補助対象施設の選定方法

補助対象施設の選定については、公募により実施する。

(1) 補助対象施設として認める期間

平成29年度および平成30年度の2年間

※ 平成31年度については、平成30年度に更新評価を行い、更新評価の基準を満たしていると判断した場合、引き続き、補助対象施設とする。以後、毎年、更新評価を行う。

※ 平成30年度のみを対象とする公募を平成30年1月に改めて実施する予定

(2) 公募の流れ（平成29年度スケジュール）

8月下旬	募集開始 ・ 大阪市保育・幼児教育センター等での配布 ・ 大阪市ホームページへの掲載
9月上旬	事業者向け説明会
9月中旬	申請書類の受付
9月下旬	書類審査 ・ 大阪市職員による「設置・運営の条件」を満たしているかどうかの審査
10月～11月	実地調査 ・ 審査基準に対する適合状況等について、大阪市職員による現地確認および施設職員へのヒアリング
11月～12月	部会による審査 ・ 実地調査の結果報告 ・ 申請者によるプレゼンテーション ・ 部会委員による申請書類の記載内容等にかかるヒアリング
12月	補助対象施設の選定 ・ 申請者への通知 ・ 大阪市ホームページへの掲載